

羽島市建設工事総合評価落札方式試行要領

平成19年9月28日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2、令第167条の12第4項及び令第167条の13の規定に基づき、本市が発注する建設工事において、評価及びその他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 入札者の提示する技術力等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) その他市長が必要と認める工事

2 前項の規定により総合評価落札方式を適用する工事は、羽島市業者指名審査委員会の審議を経て選定するものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札の公告等)

第4条 市長は、第2条の規定により対象工事の選定を行ったときは、羽島市契約規則（昭和39年羽島市規則第6号）第2条及び第3条に規定する事項のほか、次の事項について公告し、又は通知するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事である旨

- (2) 総合評価落札方式に係る評価基準及び評価の方法並びに落札者決定基準
- (3) 技術提案、施行計画その他評価に必要な資料（以下「技術資料」という。）の取扱いに関する事。
- (4) その他必要と認める事項
（手続き等）

第5条 入札者は、次の各号の区分に応じ、手続きをしなければならない。

(1) 条件付き一般競争入札の場合

ア 羽島市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱（平成18年8月7日決裁）を準用する。

イ 市長の指定する日までに、入札参加資格確認申請書（別記様式（その1））及び技術資料を提出する。

(2) 指名競争入札の場合

入札者は、入札日前の市長が指定する日までに、技術資料を提出する。

2 落札候補者は、入札後2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、入札参加資格確認申請書（別記様式（その2））により、技術資料の確認書類を提出する。

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

（落札者決定基準）

第6条 令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準は、技術資料の内容を評価するための基準（以下「評価基準」という。）及びその評価の方法、落札者の決定方法に関するものとする。

（評価基準）

第7条 前条に規定する評価基準は、次の各号によるものとする。

(1) 評価項目

当該工事の目的及び内容により必要となる技術的要件に応じて定める。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定める。

(3) 加算点

評価項目ごとの得点の合計を加算点とする。

（評価の方法）

第8条 第6条に規定する評価の方法は、入札者の技術力として基準点（100点）に加算点を加えたものを当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」

という。)により行うものとする。

(落札者の決定方法)

第9条 第6条に規定する落札者の決定方法は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

(1) 入札価格が予定価格以下であること。

(2) 評価値が基準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

3 前項の規定において、当該入札をした者のうちくじを引かないものがあるときは、これにかわって、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(申し立て等)

第10条 入札者で落札者とならなかった者は、落札者の決定を行った日から起算して7日以内に発注機関の長に対し、落札者とならなかった理由の開示を書面により申し立てることができるものとする。

2 発注機関の長は前項の申し立てがあった場合、申し立て期間の最終日の翌日から起算して7日以内に書面により回答をするものとする。

(技術資料等の履行の確認等)

第11条 市長は、落札者の技術資料等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施、工事成績評定点の減点、契約金額の減額又は違約金の課金その他の工事の内容に応じた合理的な措置を行うものとする。

2 前項の措置については、あらかじめ技術資料提出要請書、契約書、特記仕様書等において明記するものとする。

(技術資料の取扱い)

第12条 技術資料については、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する技術資料についてはこの限りでない。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (改正 平成20年3月24日決裁)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別記

様式（その１）

年 月 日

（あて先）

羽島市長

所在地

商号又は名称

印

入札参加資格確認申請書

下記の調達案件に係る参加資格について申請します。

なお、被成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 調達案件番号
- 2 調達案件名称
- 3 入札参加資格
 - (1) 登録番号
 - (2) 業種
 - (3) 経営事項審査結果通知書の総合評点
- 4 評価項目に関する書類
- 5 その他必要と認める書類

備考

- ・本様式は、入札執行前に提出するものです。
- ・添付書類は、総合評価落札方式に係る技術資料を添付してください。ただし、入札執行後、落札候補者は、指定する日までに入札参加資格確認資料を提出するものとします。なお、提出のない場合は、入札が無効となります。
- ・申請書類に虚偽の記載をした場合は、入札参加の資格停止となりますので十分注意してください。

別記

様式（その２）

年 月 日

（あて先）

羽島市長

所在地

商号又は名称

印

入札参加資格確認申請書

年 月 日付けで公告のありました 工事に係る参加資格について、
下記の書類を添えて申請します。

なお、被成年後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと並び
に添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 経営審査規模等評価結果通知書
- 2 その他指定された資料

備考

- ・ 本様式は、入札後、落札候補者が提出するものです。
- ・ 落札候補者は、指定する日までに入参加資格確認資料を提出するものとします。
なお、提出のない場合は、入札が無効となります。
- ・ 申請書類に虚偽の記載をした場合は、入札参加の資格停止となりますので十分注
意してください。